

令和8年7月14日

保護者の皆様へ

沖縄県立北山高等学校長
(公印省略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには**交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要**ですので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者
- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者
※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

2 申請方法

- (1) **補助金の交付申請**

電子申請で申請してください。

必ず令和8年7月15日から令和8年12月25日までに申請してください。

①電子申請（推奨）

右のQRコードを読み込み、沖縄県電子申請システムで申請してください。

※紙書類の提出は不要です。電子申請では、自動計算しますので、申請金額等の入力ミスを防止します。



沖縄県電子申請システム

- (2) **補助金の請求**

※請求時期や請求方法については、後日お知らせします。

3 添付資料

- ・遠距離補助金パンフレット
- ・注意事項
- ・FAQ（よくある質問）

4 注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額に変更がある場合は速やかに学校にご相談ください。

＜問い合わせ先＞ 北山高等学校 事務室
TEL：0980-56-2401

遠距離通学等 による通学費支援

表面

令和8年4月から令和9年3月までの通学費

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※1）が
15,000円（基準額）を超える場合に、
基準額を超えた部分を補助（※2）

※1 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※2 100円未満切り捨て



◎ 対象者（①～③の全てに該当）

① 所得要件を満たす方

（※3）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※3）

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

② 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③ 他の通学費支援（※4）を受けていない 高校生、県立中学生、私立中学生（※5）

※4 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など

※5 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）へ

◎ 申請について

電子申請サービス から申請

右のQRコードを読み込み、
沖縄県電子申請サービスで申請してください。

※まずは交付申請から行ってください。



沖縄県電子申請サービス
（交付申請）

申請期間：令和8年7月15日から令和8年12月25日まで

※申請時には、請求する通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。



【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

遠距離通学等 による通学費支援

裏面

◎ 手続きのながれ(2つ行う必要があります。)

【申請者】



01

交付申請

対象の要件を満たす場合、
それらを確認できる書類等
をご準備の上、申請を行う。
(※1)

※1 月の通学費が15,000円を超えるかどうかを
確認することが目的のため、
1か月にかかる通学定期券等の領収書の写し
を添付すること。(複数月の領収書は不要。)



02

請求申請

01で交付決定がなされた申
請者は、R8.4月～R9.3月まで
に購入した定期券等の領収
書をご準備の上、補助金を
請求する。(年に2回)
(※2)

※2 年度末にまとめて請求も可

申請後のながれと考え方

01 交付申請に対し、県教育支援課にて審査を行い、要件を満たすと認めた場合、補助金の交付決定を行う。(紙で通知)

👉 資格を審査し、年間の交付額(予定)を通知。

02 補助金の交付対象となる経費(月15,000円を超える部分)の請求をうけて、最終的な補助金額(交付額)の確定を行う。

👉 補助額の請求。これに基づき、県は支出を行う。